

那覇市公報

第 1 5 6 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則(税制課)…………… 993
- 那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(こどもみらい課)…………… 995
- 那覇市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則(子育て応援課)…… 1010

◇告 示◇

- 那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の変更について(都市計画課)…… 1012
- 平成 24 年(2012 年) 2 月那覇市議会定例会の招集について(総務課) …… 1012
- 那覇広域都市計画道路の変更について(都市計画課)…………… 1013
- 個人情報業務届出書の公表について(総務課)…………… 1013
- 平成 23 年 3 月那覇市告示第 205 号で指定した一部の地域における市税に関する申告期限等を定める件(税制課)…………… 1015
- 那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩いの家の指定管理者の指定について
(ちゃーがんじゅう課)…………… 1015
- 那覇市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
(ちゃーがんじゅう課)…………… 1016
- 那覇市安謝特別養護老人ホーム及び那覇市安謝老人デイサービスセンターの指定
管理者の指定について(ちゃーがんじゅう課)…………… 1016

◇公 告◇

- 「インターネットセキュリティシステム構築運用業務」に関する提案依頼について(情報政策課)…………… 1017

○都市計画の図書の写しの縦覧について(都市計画課)	1017
○平成 24 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について (管財課)	1018
○平成 24 年度那覇市有料広告枠売買契約に係る一般競争入札の実施について (秘書広報課)	1021
○平成 24 年度「広報なは市民の友」印刷製本業務契約に係る条件付き一般競争入札 の実施について(秘書広報課)	1023

規 則

那覇市規則第 5 号

平成24年 2 月17日

公 布 済

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第7条～第9条　〔略〕	<u>（納付又は納入の委託を受けることができる有価証券）</u> <u>第7条　法第16条の2第1項の規定により納付又は納入の委託を受けることができる有価証券は、その券面金額が当該納付又は納入の委託の目的である徴収金の額を超えない次の各号のいずれかに該当する小切手、約束手形又は為替手形とする。</u> <u>（1）　支払人又は支払場所が那覇手形交換所に参加している金融機関（以下「所在地の金融機関」という。）で、指定金融機関において法第16条の2第3項に規定する取立及び納付又は納入の再委託ができるもの</u> <u>（2）　支払人又は支払場所が所在地の金融機関以外の金融機関で、指定金融機関を通じて取り立てることができるもの</u> <u>（収納事務の委託）</u> <u>第8条　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、那覇市会計規則（1971年那覇市規則第11号）第34条の2第6項に定めるものとする。</u> <u>第9条～第11条　〔略〕</u> <u>（商品であり使用しない軽自動車等）</u> <u>第12条　条例第81条に規定する軽自動車等は、商品であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等をいう。</u> <u>（1）　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条1項又は第97条の3第1項後段に規定する車両番号の指定を受けていない軽自動車及び二輪の小型自動車</u> <u>（2）　条例第91条第1項に規定する標識の</u>

(軽自動車税の減免) <u>第10条 条例第89条第1項の規定による軽自動車税の免除は、次の各号に定める軽自動車等について行う。</u> (1)～(2) [略] 2～3 [略] <u>第11条～第13条 [略]</u> 別表第1(<u>第12条関係</u>) [略] 別表第2(<u>第12条関係</u>) [略] 別表第3(<u>第13条関係</u>) [略]	<u>交付を受けていない原動機付自転車及び小型特殊自動車</u> (軽自動車税の減免) <u>第13条 条例第89条第1項第1号に規定する軽自動車等は、次に掲げるものとする。</u> (1)～(2) [略] 2～3 [略] <u>第14条～第16条 [略]</u> 別表第1(<u>第15条関係</u>) [略] 別表第2(<u>第15条関係</u>) [略] 別表第3(<u>第16条関係</u>) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ るすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第6号

平成24年2月17日

公 布 済

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則(平成10年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別保育事業等) 第1条の2 条例第1条に規定する特別保育事業等は、次に掲げる事業とする。 (1)～(9) [略] (入所申込書の有効期限) 第3条 入所申込書の有効期限は、<u>当該入所申込書の提出があった日の属する年の翌年3月31日まで</u>とする。 [別表第1 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記]	(特別保育事業等) 第1条の2 [略] (1)～(9) [略] <u>(10) 夜間保育推進事業</u> (入所申込書の有効期限) 第3条 入所申込書の有効期限は、<u>児童の保育の実施を希望する月の属する年度の3月31日まで</u>とする。 [別表第1 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。この場合において、第1号様式中下線が引かれた部分については、下線がないものとみなす。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中備考2から4までの改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第1条の2の規定は平成23年4月1日から、第3条の規定は平成23年11月1日から適用する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第12条関係)

〔略〕
備考 1 〔略〕 2 上表のD1からD9までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1)～(3)〔略〕 3 上表の「3歳未満児」とは、保育の実施を受けた日の属する<u>年度の4月初日</u>において3歳に達していない児童をいう。 4 上表の「3歳児」とは、保育の実施を受けた日の属する<u>年度の4月初日</u>において4歳に達していない児童(前項の児童を除く。)をいう。 5～6〔略〕 7 上表のB2からD9までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)、特別支援学校幼稚部(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。)、知的障害児通園施設(法第7条第1項の知的障害児通園施設をいう。)、難聴幼児通園施設(児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。)、肢体不自由児施設通園部(法第7条第1項の肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について(昭和38年6月11日厚生省発児第122号厚生事務次官通知)」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。)若しくは情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。)に入所し、又は児童デイサービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。)を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。 (1)～(3)〔略〕

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

[略]
備考 1 [略] 2 上表のD1からD9までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1)～(3) [略] 3 上表の「3歳未満児」とは、保育の実施を受けた日の属する<u>年度の4月初日の前日</u>において3歳に達していない児童をいう。 4 上表の「3歳児」とは、保育の実施を受けた日の属する<u>年度の4月初日の前日</u>において4歳に達していない児童(前項の児童を除く。)をいう。 5～6 [略] 7 上表のB2からD9までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)、特別支援学校幼稚部(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。)、知的障害児通園施設(法第7条第1項の知的障害児通園施設をいう。)、難聴幼児通園施設(児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。)、肢体不自由児施設通園部(法第7条第1項の肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について(昭和38年6月11日厚生省発児第122号厚生事務次官通知)」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。)若しくは情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。)に入所し、又は児童デイサービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する児童デイサービスをいう。)を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。 (1)～(3) [略]

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

保 育 所 入 所 申 込 書
(新・転・変)

受付年月日 _____

児童No. _____

那覇市福祉事務所長様

保護者氏名 _____ 印

次のとおり関係書類を添えて申込みます。なお、保育料は、那覇市保育の実施等に関する条例施行規則第12条に基づき、世帯の前年分の所得税額、前年度分の市民税額及び母子世帯等世帯の状況を要素として決定されることを了解するとともに、所得税額及び市民税額については本市市民税課税台帳により、世帯状況については住民基本台帳により及び本市福祉事務所において確認されることに同意します。また、3歳以上児については主食費を負担することに同意します。

住 所	現 住 所						
	前年1月1日の住所						
入 所 児 童 の 家 庭 状 況 (同 居 の 家 族)	氏 名	続柄	生年月日	性別	職 場・勤 務 先	電 話 番 号	
	(ふりがな)	児童 本人	. .	男女		自宅	
		父	. .	男		職場	
		母	. .	女		職場	
			. .	男女			
			. .	男女			
			. .	男女			
			. .	男女			
保育の実施を希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで					
保育の実施を必要とする理由(該当するものを下記より選びその番号を記入してください。)							
父親()母親()同居の親族 祖母()祖父()その他() ①家庭外労働 ②家庭内労働(自宅での自営・内職等) ③妊娠中又は出産まもない ④ 病気療養中もしくは心身に障害がある ⑤家庭内の病人や心身に障害のある人を常時看 護している ⑥家庭の災害復旧のため ⑦その他(具体的に記入)							

入所を希望する保育所		第1希望	保育所(園)	希望理由	
		第2希望	保育所(園)	希望理由	
児童状況 発	1 普通 2 療育センターへ通園中 3 その他(具体的に記入して下さい) ()			世帯の状況	1 生活保護世帯 2 母子世帯・父子世帯(離別・死別) 3 同居の親族に身体障害者がいる世帯 (身体障害者名)
備考				児童の保育状況	1 公立・認可保育所に入所している (保育所 (園)) 2 無認可保育園に入所している 保育園名 保育料 円 3 祖父母・親戚が保育している 4 勤務先に連れて行っている 5 内職・自営業をしながら保育している 6 その他 ()
入所保育所					
実施期間	年 月 日～ 年 月 日				

[改正後 別記]
第1号様式(第2条関係)

保育所入所申込書
(新・転・再)

受付年月日

児童No.

那覇市福祉事務所長

保護者氏名 印

次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

住 所	現住所						
	前年1月1日の住所						
入 所 児 童 の 家 庭 状 況	氏名		続柄	生年月日	性別	職場・勤務先	電話番号
	(ふりがな)		児童 本人	・ ・	男 女		自宅
	そ の 他 の 同 居 の 方	(ふりがな)	父	・ ・	男		職場 携帯
		(ふりがな)	母	・ ・	女		職場 携帯
		(ふりがな)		・ ・	男 女		
		(ふりがな)		・ ・	男 女		
		(ふりがな)		・ ・	男 女		
		(ふりがな)		・ ・	男 女		
保育の実施を希望する期間		年 月 日 から 年 月 日まで					
保育の実施を必要とする理由(該当するものを下記より選びその番号を記入してください。)							
父親() 母親() 同居の親族() 祖父() 祖母() その他()							
①家庭外労働 ②家庭内労働(自宅での自営・内職等) ③妊娠中又は出産間もない							
④病気療養中又は心身に障がいがある ⑤家庭内の病人や心身に障がいのある人を常時介護している							
⑥家庭の災害復旧のため ⑦その他()							
入所を希望する 保育所(園)		第1希望	保育所(園)	希望理由			
		第2希望	保育所(園)	希望理由			
		第3希望	保育所(園)	希望理由			
児 童 の 発 育 状 況	1 普通 2 アレルギーあり (卵・牛乳・小麦粉・その他()) 3 療育センターへ通園中(週 回) 4 (身障手帳・療育手帳・特別児童扶養手当)あり 5 その他 ()			世 帯 の 状 況	1 生活保護世帯 2 母子世帯・父子世帯(離別・死別・未婚) 児童扶養手当受給(有・無) 受給なしの理由(所得制限・未申請) 3 心身障がい者がいる世帯(児童本人含む) (心身障がい者氏名) 4 年金受給(有・無)種別(遺族・障害)		
※備考(役所記入欄)		児童の保育状況			1 公立・認可保育園に入所中 保育所(園)		
					2 一時保育を利用している 保育所(園) 週 回・月 回 3 認可外保育園に入所している 保育園 保育料 円 4 祖父母が保育している 5 勤務先に連れて行っている 6 内職・自営業をしながら保育している 7 家庭保育(育児休業中・療養中・休職中) 8 その他()		
※入所保育所							
※実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日			※()保育所(園)代行		

※印は記入しないでください。

注：裏面も記入してください。

◎父又は母が児童の住所と異なる場合、下欄を記入してください。		
住所が異なる者の氏名		住所
住所が異なる理由	単身赴任・別居（理由 ）・調停中・行方不明・その他（ ）	
上記となった年月日		

◎別居の祖父母の状況について記入してください。					
		氏 名	生年月日	住 所	連絡先
父 方	祖父		・ ・		
	祖母		・ ・		
母 方	祖父		・ ・		
	祖母		・ ・		

同意書	
保育料は、那覇市保育の実施等に関する条例施行規則第12条に基づき世帯（同住所は2世帯・部屋別等含む。）の前年分の所得税額、前年度分の市町村民税額及び母子世帯等世帯の状況を要素として決定されることを了解するとともに、所得税額及び市民税額については本市市民税課税台帳により、世帯状況については住民基本台帳により那覇市福祉事務所長が確認することに同意します。	
また、3歳以上児については主食費を負担することに同意します。	
年	月
日	
那覇市福祉事務所長 様	
保護者氏名	印

[改正前 別記]

第2号様式(第4条関係)

保 育 所 入 所 承 諾 書

年 月 日

様

那覇市福祉事務所長

あなたのお子さまの保育所入所について、次のとおり承諾いたします。

児 童 名	(年 月 日生)
保 育 所 (園) 名	(ー)
保育の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨届け出てください。
- 2 保育の実施期間内であっても、保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合は、保育の実施を解除いたします。
- 3 入所を辞退する場合は、早急にご連絡ください。
- 4 入所後退所する場合は、退所する日の10日前の日までに退所届を提出してください。
- 5 保育料については別途通知いたします。

[改正後 別記]

第2号様式(第4条関係)

保育所入所承諾書

年 月 日

様

那覇市福祉事務所長

あなたのお子さまの保育所入所について、次のとおり承諾いたします。

保 育 児 童 名		年 月 日生
保 育 所（園）名		
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
備考 1 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。 2 保育の実施期間内であっても、保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合には、保育の実施を解除いたします。 3 入所を辞退する場合は、早急にご連絡ください。 4 保育料については別途通知いたします。		
なお、本決定について不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対し、審査請求することができます。 また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、那覇市を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。		

[改正前 別記]

第3号様式(第6条関係)

保 育 所 入 所 不 承 諾 通 知 書

年 月 日

様

那覇市福祉事務所長

申し込みのありました保育所の入所につきましては、次の理由により入所できませんので通知いたします。

(理由)

※ なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをすることができます。

[改正後 別記]

第3号様式(第6条関係)

保育所入所不承諾通知書

年 月 日

様

那覇市福祉事務所長

申込みのありました保育所の入所につきましては、次の理由により入所できませんので
通知いたします。

(理由)

(希望保育所)

なお、本決定について不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に
那覇市長に対し、審査請求することができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か
月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。)当該
訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過
したときは、提起することができません。

〔改正前 別記〕

第4号様式(第10条関係)

退 所 届 年 月 日 那覇市福祉事務所長様 住 所 印 保護者 氏 名 電話番号			
次の理由により保育児を退所させたいので届けます。			
保育児の氏名		生年月日	年 月 日生
保育所の名称			
退所の年月日	年 月 日		
退所の理由			

[改正後 別記]

第4号様式(第10条関係)

退 所 届

年 月 日

那覇市福祉事務所長 様

保護者

住 所

氏 名

印

電話番号

次の理由により保育児童を退所させたいので届け出ます。

(太枠内のみご記入ください。)

保育児童の氏名			生年月日	年	月	日生
保育所の名称	保育所（園）					
退所の年月日			年	月	日	
退所の理由 1 転出・転居 2 家庭保育が可能 3 本人の病気等 4 保育料が高い 5 その他（ ）						
退所理由が市外転出・転居の場合 退所後の連絡先【 】						
延長保育の有無	有 ・ 無					
保育料の状況 （主食費を含む。）	1 A・B1階層（3歳未満児） 2 完納 3 未納（ ） 月分は 月 日までに収める。 月分は 月 日までに収める。 4 月途中退所で退所する月の保育料に変更がある場合 ① 日割り計算をした納付書を発行する。 ② 保育料の還付手続きをする。					
退所しない 兄弟の有無	有	保育所（園）児童名 (年 月 日生)				
		保育所（園）児童名 (年 月 日生)				
	無					
						児童NO.

[改正前 別記]

第5号様式(第11条関係)

保 育 実 施 解 除 通 知 書

年 月 日

様

那覇市福祉事務所長

あなたのお子さまについての保育の実施を解除することになりましたので、通知いたします。

児 童 名	(年 月 日生)
保 育 所 (園) 名	(—)
保育の実施の 解除年月日	年 月 日
保育の実施の 解除理由	

※ なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをすることができます。

[改正後 別記]

第5号様式(第11条関係)

保育実施解除通知書 年 月 日 様 那覇市福祉事務所長 あなたのお子さまについての保育の実施を解除することになりましたので、通知いたします。	
保 育 児 童 名	(年 月 日生)
保 育 所 (園) 名	保育所 (園)
保育の実施の 解除年月日	年 月 日
保育の実施の 解除理由	
なお、本決定について不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対し、審査請求することができます。 また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。	

那覇市規則第 7 号

平成24年 2 月17日

公 布 済

那覇市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則

那覇市子ども手当事務処理規則(平成22年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「法」という。)</u>に基づく子ども手当(法第20条、第21条及び附則第3条に規定する給付を含む。以下同じ。)の認定及び支給に関して、<u>法、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令(平成22年政令第75号)及び平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則(平成22年厚生労働省令第51号)</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (寄附に係る事務処理) 第4条 請求者又は前条第2項の受給資格者(以下「請求者」という。)からの法第<u>23条第1項</u>の規定による子どもに係る寄附の申出は、支払期月の前々月の末日までに行うものとし、当該申出に係る申出書の提出された日以後に支払われるべき子ども手当を対象とするものとする。 2 [略]	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号。以下「法」という。)</u>に基づく子ども手当(法第20条、第21条及び附則第3条に規定する給付を含む。以下同じ。)の認定及び支給に関して、<u>法、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令(平成23年政令第308号)及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則(平成23年厚生労働省令第120号)</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (寄附に係る事務処理) 第4条 請求者又は前条第2項の受給資格者(以下「請求者」という。)からの法第<u>24条第1項</u>の規定による子どもに係る寄附の申出は、支払期月の前々月の末日までに行うものとし、当該申出に係る申出書の提出された日以後に支払われるべき子ども手当を対象とするものとする。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市子ども手当事務処理規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成23年10月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、平成23年10月分以後の月分の子ども手当に係る事務について適用し、同年9月分以前の月分の子ども手当に係る事務については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に市民(平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

（平成23年法律第107号。以下「法」という。）第16条の規定の適用を受ける者を除く。）又は職員（法第16条の規定の適用を受ける本市の職員に限る。）から市長又は各任命権者に対して提出された子ども手当の認定及び支給に関する文書は、改正後の規則の相当規定に基づく文書とみなす。

告 示

那覇市告示第 146 号

平成 24 年 2 月 8 日

掲 示 済

那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画防災街区整備地区計画
（名称：農連市場地区防災街区整備地区計画）

2 都市計画を変更する土地の区域

那覇市樋川二丁目の一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（那覇市銘苅 2-3-1 新都心銘苅庁舎 5 階）

那覇市告示第 147 号

平成 24 年 2 月 13 日

掲 示 済

平成 24 年（2012 年）2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 24 年（2012 年）2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 招 集 の 日 平成 24 年 2 月 21 日（火）

2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 148 号

平成 24 年 2 月 16 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画道路

2 都市計画を定める土地の区域

那覇広域都市計画道路の変更

3・5・那 34 号 石嶺駅前線

変更する部分 那覇市首里石嶺町 1 丁目の一部、首里石嶺町 3 丁目の一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 5 階)

那覇市告示第 149 号

平成 24 年 2 月 20 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成24年 2 月 8 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市消防本部

消防長 仲里 仁公 印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	消防本部予防課 電話 内1330			
個人情報管理責任者	予防課長					
業 務 の 名 称	火災予防、防火査察、火災調査及び危険物の流失事故に係る業務					
業 務 の 目 的	消防法令の遵守状況、違法性の有無の確認、火災等の調査により火災予防に関する必要な事項確認を行い、予防行政における災害防止を目的とする。					
個人情報の対象者	消防法第2条で規定される消防対象物（個人の住居も含む）について、関係のある者					
業務の開始年月日	■ 継 続 / □ 新 規 (年 月 日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	■氏 名 ■住 所 ■性 別 ■生年月日 ■国 籍 ■本 籍 ■続 柄 ■親族関係 ■婚姻離婚 □その他	□思 想 □宗 教 □支持政党 □主義主張 ■趣味嗜好 □犯 歴 等 □ □その他	■職 業 ■地 位 ■学 歴 ■資 格 ■団体加入 □賞 罰 □学業成績 □勤務成績 □ □その他	■収 入 ■資産状況 ■公租公課 ■経済取引 □公的扶助 □ □ □ □ □その他	■健康状態 □容 姿 ■病 歴 ■障害程度 □ □ □ □ □ □その他	□ □ □ □ □ □ □ □
個人情報の収集方法	■本人 / ■本人以外(法令)・公知性・緊急性・審議会					
個人情報の収集時期	□定期(月 ~ 月) / ■随時					
個人情報の告知方法	■文書 ■口頭 ■告示 ■申請等 □その他					
個人情報の記録形態	■文書 ■図画 □マイクロフィルム ■電磁媒体 □その他					
備 考	那覇市個人情報保護条例が施行された平成4年4月1日以前から業務を行っており、施行に合わせて申請すべきであったが、手続きが不要と誤認していた。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 152 号

平成 24 年 3 月 1 日

平成 23 年 3 月那覇市告示第 205 号で指定した一部の地域における市税に関する申告期限等を定める件

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2（災害等による期限の延長）及び那覇市税条例（昭和 47 年条例第 80 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月那覇市告示第 205 号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者に係る者については、その期限が平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 4 月 1 日までの間に到来するものについて、平成 24 年 4 月 2 日とする。

那覇市長 翁 長 雄 志

都道府県	地 域
福島県	川俣市、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

那覇市告示第 153 号

平成 24 年 3 月 1 日

那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家の指定管理者の指定について

那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき平成 23 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市安謝福祉複合施設条例（平成 17 年 9 月 30 日条例第 47 号）第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家

所在地 那覇市安謝 2 丁目 15 番 1 号

2 指定管理者となる団体

名 称 日本赤十字社沖縄県支部

所在地 那覇市与儀 1 丁目 3 番 1 号

代表者 支部長 仲井眞 弘多

3 指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日（5 年間）

那覇市告示第 154 号

平成 24 年 3 月 1 日

那覇市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

那覇市シルバーワークプラザの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき平成23年12月定例議会において承認を得られましたので、那覇市シルバーワークプラザ条例(平成17年9月30日条例第48号)第13条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市シルバーワークプラザ
所在地 那覇市首里末吉町4丁目6番地6
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社団法人那覇市シルバー人材センター
所在地 那覇市首里末吉町4丁目6番地6
代表者 理事長 名嘉元 甚勝
- 3 指定期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日(5年間)

那覇市告示第 155 号

平成 24 年 3 月 1 日

那覇市安謝特別養護老人ホーム及び那覇市安謝老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

那覇市安謝特別養護老人ホーム及び那覇市安謝老人デイサービスセンターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき平成23年12月定例議会において承認を得られましたので、那覇市安謝福祉複合施設条例(平成17年9月30日条例第47号)第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市安謝特別養護老人ホーム及び那覇市安謝老人デイサービスセンター
所在地 那覇市安謝2丁目15番2号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 日本赤十字社沖縄県支部
所在地 那覇市与儀1丁目3番1号

- 代表者 支部長 仲井眞 弘多
3 指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日（1 年間）

公 告

那覇市公告第 260 号

平成 24 年 2 月 9 日

掲 示 済

「インターネットセキュリティシステム構築運用業務」に関する提案
依頼について

インターネットセキュリティシステム構築運用業務についての提案依頼を実施
するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 「インターネットセキュリティシステム構築運用業務」に関する
提案依頼
- 2 依頼内容 インターネットセキュリティシステム提案書、機能確認証明書、
見積書等の提出
- 3 提出期限 平成 24 年 3 月 7 日（水）午後 5 時
- 4 問合せ先 那覇市 企画財務部 情報政策課
担当：與那覇、比屋根、上原
TEL:098-861-0350 FAX:098-862-0619
E-Mail：M-JYOH0001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 5 詳細内容 業務仕様書や提案書作成要領等の詳細につきましては、那覇市公
式ホームページをご確認ください。

那覇市公告第 261 号

平成 24 年 2 月 17 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定におい
て準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受け
たので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施
行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写
しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・3・17号 石嶺線

3・2・浦1号 沢岨石嶺線

9・7・1号 沖縄都市モノレール

都市計画の種類：那覇広域都市計画都市高速鉄道

都市計画の名称：1号 沖縄都市モノレール

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）

那覇市公告第 271 号

平成 24 年 3 月 1 日

平成 24 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1)業 務 名 平成 24 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託

(2)履 行 場 所 別表 1：清掃業務委託各施設

別表 2：警備業務委託各施設

(3)履 行 内 容 各業務委託の仕様書による

(4)契約予定日 平成 24 年 4 月 1 日

(5)履 行 期 間

ア 単年度契約案件

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

イ 長期継続契約案件

(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 1 号(又は第 2 号)に基づく長期継続契約)

平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの任意の期間

※特記事項

長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

1) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。

2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

- (1) 営業実績が2年以上あること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。（平成23年12月5日より前に現に登録を受けている者については営業所等認定基準は適用しない。）
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 従業員数（清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数）が5人以上であること。
- (10) 警備業務にあつては公安委員会認定の業者であること。
- (11) 清掃業務にあつては県知事登録業者であること。
- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (13) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (15) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会の日時及び場所

(1) 清掃業務委託

日 時 平成24年3月13日(火) 13:15 受付開始 13:45 説明開始
場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階職員研修所

(2) 警備業務委託

日 時 平成24年3月14日(水) 13:15 受付開始 13:45 説明開始
場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階職員研修所

4 入札執行の日時及び場所

(1) 清掃業務委託

日 時 平成24年3月23日(金) 13:15 受付開始 13:45 入札開始
場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階職員研修所

(2) 警備業務委託

日 時 平成 24 年 3 月 26 日（月） 13：15 受付開始 13：45 入札開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 3 階職員研修所

5 入札時提出書類

（1）入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

（3）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除する。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

8 郵送による入札は認めない。

9 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

10 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1：清掃業務委託各施設

	件名	所管課	ランク
1	那覇市公民館・図書館清掃業務委託	中央公民館	A
2	那覇市民会館清掃業務委託	文化振興課	A
3	公設市場の清掃業務委託	なはまちなか振興課	B
4	那覇市役所仮庁舎清掃業務委託	管財課	B
5	新都心銘苅庁舎清掃業務委託	管財課	B
6	パレット市民劇場清掃業務委託	文化振興課	C
7	平成 24 年度交通広場及び情報センター清掃業務委託	道路管理課	C
8	真和志庁舎清掃業務委託	管財課	C
9	壺屋焼物博物館清掃業務委託	博物館	C
10	那覇市消防本部庁舎清掃業務委託	消防本部 総務課	C
11	那覇市北保健センター清掃業務委託	健康推進課	C
12	首里支所庁舎清掃業務委託	市民課 首里支所	C

13	小禄支所庁舎清掃業務委託	市民課小禄支所	C
14	那覇市歴史博物館	博物館	C
15	喜名ビル清掃業務委託	管財課	C
16	那覇市中心商店街にぎわい広場清掃業務委託	なはまちなか振興課	C

別表2：警備業務委託各施設

	件名	所管課	ランク
1	新都心銘苅庁舎警備業務委託	管財課	A
2	那覇市役所仮庁舎警備業務委託	管財課	A
3	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	博物館	A
4	公設市場の警備保安業務委託	なはまちなか振興課	A
5	玉陵・識名園警備業務委託	文化財課	A
6	真和志庁舎警備業務委託	管財課	B
7	首里支所庁舎警備業務委託	市民課 首里支所	B
8	小禄支所庁舎警備業務委託	市民課小禄支所	B
9	那覇市中心商店街にぎわい広場警備業務委託	なはまちなか振興課	B
10	那覇市民会館警備業務委託	文化振興課	B
11	平成 24 年度おもろまち駅情報センター警備業務委託	道路管理課	C
12	漫湖公園外各公園巡回警備業務委託	公園管理課	C

那覇市公告第 272 号

平成 24 年 3 月 1 日

平成 24 年度那覇市有料広告枠売買契約に係る一般競争入札の実施について

地方自治法234条1項に基づき、「広報なは市民の友」「那覇市ホームページ」「那覇市市民便利帳」の平成24年度有料広告枠売買契約に係る一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 「広報なは市民の友」「那覇市ホームページ」「那覇市市民便利帳」の平成24年度有料広告枠の売買
- (2) 履 行 場 所 那覇市上之屋1丁目2番1号 秘書広報課
- (3) 履 行 内 容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成24年4月1日
- (5) 履 行 期 間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という）および破産者で復権を得ない者でないこと。
能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと（那覇市指名停止等措置要領別表第1および第2の各号に掲げる措置要件に該当していないこと）
- (6) 暴力団員又は、法人であってその役員が暴力団員でない者。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年3月22日（木）午前10時
- (2) 場所 那覇市上之屋1丁目2番1号
仮庁舎B棟2階 庁議室

※郵送による入札は認めません。

4 予定価格

金3,528,000円

落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の100分の5以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第12条第1項の規定に基づく場合は免除とします。

6 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出期限 平成24年3月9日（金）午後5時15分
- (2) 提出場所 那覇市上之屋1丁目2番1号 仮庁舎B棟2階 秘書広報課

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

8 お問い合わせ

那覇市総務部秘書広報課広報グループ

〒900-8585 那覇市上之屋1丁目2番1号

電話 098-862-9942 FAX 098-869-8190

那覇市公告第 273 号

平成 24 年 3 月 1 日

平成 24 年度「広報なは市民の友」印刷製本業務契約に係る条件付き
一般競争入札の実施について

地方自治法234条1項及び地方自治法施行令第167条の5に基づき、平成24年度「広報なは・市民の友」印刷製本業務契約に係る条件付き一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 平成24年度「広報なは市民の友」印刷製本業務
- (2) 履 行 場 所 那覇市上之屋1丁目2番1号 秘書広報課
- (3) 履 行 内 容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成24年 4 月 1 日
- (5) 履 行 期 間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 那覇市に本社や営業所を有する法人、又は、那覇市に住所を有する者。
- (2) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という。）および破産者で復権を得ない者でないこと。
能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 経営状態が健全であると認められること。
- (6) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと（那覇市指名停止等措置要領別表第 1 および第 2 の各号に掲げる措置要件に該当していないこと）
- (7) 暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でない者。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年 3 月22日（木） 午前11時
- (2) 場所 那覇市上之屋 1 丁目 2 番 1 号
仮庁舎B棟 2 階 庁議室

※郵送による入札は認めません。

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第 12 条第 1 項の規定に基づく場合は免除とします。

5 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出期限 平成24年 3 月 9 日(金) 午後 5 時15分
- (2) 提出場所 那覇市上之屋 1 丁目 2 番 1 号 仮庁舎B棟 2階秘書広報課

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

7 お問い合わせ

那覇市総務部秘書広報課広報グループ

〒900-8585 那覇市上之屋 1 丁目 2 番 1 号

電話 098-862-9942 FAX 098-869-8190